沖縄建築確認検査センター株式会社

確認検査手数料規程

（趣旨）

第１条　この規定は、別に定める「沖縄建築確認検査センター株式会社　確認検査業務」に基づき、沖縄建築確認検査センター株式会社（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。なお、センターが国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物などの確認検査を行う場合に準用する。

（確認検査手数料）

第２条　確認申請手数料、中間・完了検査手数料の額は、建築物については申請に係る部分の床面積の合計を算定し、建築設備については種類区分に応じて１台ごとに、工作物については申請ごとに、それぞれ別表第１の表に定める額とする。ただし、昇降機の併願申請の場合の確認検査手数料は建築物の手数料に別表1の昇降機の手数料を加算した額とする。

（仮使用認定手数料）

第３条　仮使用認定手数料の額は、建築物については申請に係る部分の床面積の合計に応じて別表第２の表に定める額とし、建築設備については１台ごとに同表に定める額とする。

２　　直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をセンターから受けていない仮使用認定の手数料は、前条の規定を適用して算出した額に、前項の額を加算する。

３　　建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の審査の場合、仮使用認定申請における計算対象床面積の別表第５の表に定める額を第１項、又は前項の額に加算する。

（構造計算ルート２審査手数料）

第４条　法第６条の３ただし書きに規定されるルート２に該当する確認検査手数料の額は、棟ごとに別表第１の表の床面積の構造計算書ありルート２の額を算定し、第２条で算定した額に加算した額とする。ただし、センターによりルート２の審査が行えないと判断した場合はルート２以外を適用する。

（構造計算書等の審査手数料）

第５条　前条の構造計算書ルート２以外の構造計算書がある場合の確認検査手数料の額は、棟ごとに別表第１の表の床面積の構造計算ルート２以外の額を算定し、第２条で算定した額に加算した額とする。

２　仕様規定による構造審査の額は棟毎に別表7の額を第2条で算定した額に加算した額とする。

３　建築物がエキスパンジョイント等で区画した建築物は別棟として扱うものとする。
４　増築等で既存建築物の構造計算を伴う場合は、既存建築物を含む床面積の合計とする。
５　建築物の計画変更等で構造計算を伴う場合は、変更後の床面積の合計とする。
６　構造に応じた一貫計算プログラムによらない計算書は、別表第1の表の床面積の構造計算ありの加算額の2倍とする。
７　階によって構造種別が異なる際に構造種別ごとの計算書の場合は、別表第1の表の床面積の構造計算あり加算額の1.5倍とする。

（計画変更等の確認審査手数料）
第６条 建築物の計画変更等（計画変更、移転、大規模な模様替え（修繕）、用途変更、完了検査時における追加説明書　等）の確認審査手数料は、当該変更等に係る床面積等の２分の１に応じて別表第１の表に定める額とする。ただし、床面積が増加する場合は、その増加する床面積を変更等に係る床面積の２分の1に加算した合計の床面積に応じて別表第１の表に定める額とする。又、構造計算書ありと天空率を用いた計画の手数料については、床面積の2分の1の算定は適用しない。なお、併願申請の昇降機の計画変更の場合は建築物の手数料に、別表第１に揚げる昇降機の手数料額の２分の1の手数料を加算した額とする。
２　昇降機の併願申請が必要となる計画変更の場合は、建築物の建築面積の２分の1（上限を200㎡とする）に応じて別表1に定める額に、別表1の昇降機の手数料を加算した額とする。
３　建築設備又は工作物の変更確認申請手数料は、別表第１の表に掲げる額の２分の１について算定する。
４　直前の確認済証の交付をセンターから受けていない建築物の計画変更等の確認検査手数料は、第２条の規定を適用する。

（増築の確認検査手数料）
第７条 建築物の増築に伴い既存部分が審査対象になった場合の確認検査手数料は、その審査対象となった既存部分の床面積の２分の１を増築部分の床面積に加算した合計の床面積に応じて別表第１の表に定める額とする。

（検証法等を用いた計画の確認手数料）
第８条 避難安全検証法、耐火性能・防火区画検証法、通常火災終了時間に基づく設計方法、特定避難時間に基づく設計方法を用いた計画の確認検査手数料は、申請に係る部分の床面積に応じて別表第３の表に定める額を第２条から第７条により算定した額に加算する。
通常火災終了時間に基づく設計方法（法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部）
特定避難時間に基づく設計方法（法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部）

（特定天井の確認手数料）
第９条 特定天井の確認検査手数料は、特定天井の部分の床面積に応じて別表第６の表に定める額を第２条から第７条により算定した額に加算する。

（天空率を用いた計画の確認手数料）
第１０条 天空率を用いた計画の場合は、法第56条第７項第１号から第３号の適用させる数に7,000円を乗じた額を第２条から第７条により算定した額に加算する。
２．床面積500㎡を超える天空率を用いた設計の場合は、前項中の「7,000円」を「別表第1の表に掲げる確認手数料の額（構造計算手数料を除く）の10%」に読み替えて適用する。

（省エネ評価方法に仕様基準等を用いた場合）
第１１条　省エネ評価方法に仕様基準又は誘導仕様基準を用いた確認手数料は、棟毎に別表第４の表に定める額を第2条から第7条により算定した額に加算する。

（増築等による既存建築物の審査）
第１２条　増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替による既存建築物の審査がある場合は、別表第８の表に定める額を第２条で算定した額に加算した額とする。

（工作物である自動車車庫等の確認検査手数料）
第１３条 法第88条２項の工作物は、「築造面積」を別表第１の「床面積の合計」と読み替えて別表第１の表の額を準用し、構造計算の添付がある場合は「構造計算書あり」の手数料について適用する。

（省エネ適判等の完了検査における手数料）
第１４条 省エネ適判等(※)を受けた物件の完了検査手数料は、判定対象床面積に応じて別表第５の表に定める額を、第２条により算定した完了検査手数料の額に加算する。但し、センターに建設評価を申請しており検査の合理化ができると判断した場合は、別表第5の表に定める額の２分の1とする。
（※）省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合。
２　第１１条の審査を受けた場合は、完了検査手数料に10%乗じた額を第２条により算定した完了検査手数料の額に加算する。

（完了検査において追加説明書提出後に再度検査を行う場合の手数料）
第１５条 追加説明書提出後に再度完了検査を行う場合の追加する手数料は、第６条で算定した面積に応じて別表第１の表に定める額とする。

（手数料の減額）
第１６条 センターが定める期間内に、センターが定める戸数以上の申請が見込めるときで、確認検査業務に係る申請が効率的に実施できるとセンターが判断した場合は、減額を定めることができる。

２　前号に定めるもののほか、センターと申請者等が別途協議により公平に手数料金の設定を行うことができる。
３　同一計画の物件で省エネ適合性判定もセンターに提出される場合は、省エネ適合性判定の手数料を減額する。

（旅費等）
第１７条 上記手数料の額に別途交通費（バス賃の往復料金）を加算する。また、対象となる工事が離島で行われる場合は、旅費（交通費実費＋宿泊を要する場合は宿泊費実費）を加算する。

（手数料の納入方法）
第１８条 確認検査手数料は、原則として申請と同時に現金で納入する。ただし、振込とする場合は別記の「沖縄建築確認検査センター株式会社　確認検査業務約款」に記載の期日までに納入することもできる。

（証明書交付手数料）
第１９条 センターが確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書を交付した旨の証明書の手数料は、１通につき5,500円（税込）とする。

附則
この規程は、平成１２年　７月１３日から施行する。
この規程は、平成１９年　６月２０日から施行する。
この規程は、平成２０年　１月　１日から施行する。
この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　７月１５日から施行する。
この規程は、平成２９年　１月１０日から施行する。
この規程は、平成２９年１１月１０日から施行する。
この規定は、平成３１年　１月１５日から施行する。
この規定は、令和　元年　８月　９日から施行する。
この規定は、令和　２年　５月１２日から施行する。
この規定は、令和　３年　４月　１日から施行する。
この規定は、令和　４年　４月　１日から施行する。
この規定は、令和　５年１０月　１日から施行する。
この規定は、令和　７年　４月　１日から施行する。